

企画競争実施の公示

次のとおり、企画書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 平成22年度中国における
訪日旅行促進のための広告宣伝事業
- (2) 業務内容 平成22年度における中国からの訪日旅行者拡大のための、TV、WEB、新聞、雑誌、交通
広告その他マスメディアを最大限活用した広告宣伝事業
- (3) 履行期限 平成23年3月28日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一参加資格)において「役務の提供等」の競争参加資格を有すものであること。
- (3) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。

3. 手続等

- (1) 業務担当課 観光庁国際交流推進課外客誘致室 尾羽根
〒100-8918 千代田区霞が関2-1-3
電話 03-5253-8923 ファクシミリ03-5253-1563
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
平成22年6月30日(水)から平成22年7月29日(木)17時まで、(1)に同じ。
(1)において、交付
- (3) 企画書の提出期限、場所及び方法
平成22年7月30日(金)12時まで、(1)に同じ。持参又は郵送(郵送の場合であっても、提出期限までに必着で、配達記録のできるものであること。)
- (4) 説明会実施の有無
無
- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無
提出された企画書の内容について、必要に応じヒアリング・プレゼンテーションを行う場合がある。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 企画書の作成及び提出に要する費用は、企画書提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争実施委員会に提出された企画書は、当該企画者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画書が特定された者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。
 - ① 特定した企画書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ② 各企業毎、評価項目毎の評価得点及び合計点
- (9) その他の詳細は説明書による。

平成22年6月30日

観光庁国際交流推進課長 瓦林 康人